

工事検査体制の変更について

1 変更の概要

現行

請負金額	130 万円未満	130 万円以上 500 万円未満	500 万円以上
検査員	工事担当課の 次長以上	工事担当課の次長以上 ※・工事担当課以外の次長以上 ・検査担当課の職員 の場合あり	検査担当課の職員 ※工事担当課以外の 次長以上の場合あり



変更

請負金額	<u>200 万円</u> 未満	<u>200 万円</u> 以上 500 万円未満	500 万円以上
検査員	工事担当課の 次長以上	工事担当課の次長以上 ※・工事担当課以外の次長以上 ・検査担当課の職員 の場合あり	検査担当課の職員 ※工事担当課以外の 次長以上の場合あり

2 実施期日

2025 年（令和 7 年）5 月 1 日以降に検査を行う工事を対象とします。